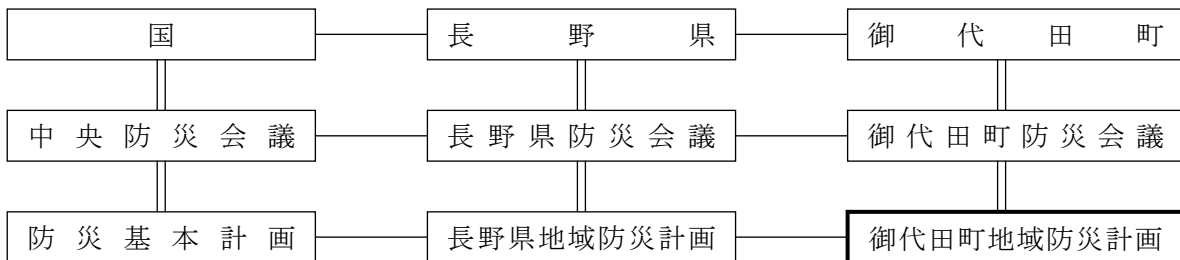


## 第1節 計画の目的

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、御代田町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び御代田町の防災会議並びに防災計画の体系】



### 2 計画の基本方針

#### (1) 防災事業の推進

治山治水をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

#### (2) 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図るものとする。

#### (3) 住民の防災活動の推進

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災へ寄与するものとする。また、町及び防災関係機関と住民等との間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

#### (4) 防災業務施設、設備、資機材等の整備等

町は、防災関係機関と連携を図り、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材の整備等を図る。

#### (5) 関係法令の遵守等

町はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

## 第2節 計画の性格及び構成

### 1 性格及び修正

#### (1) 性格

この計画は近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として、本町の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

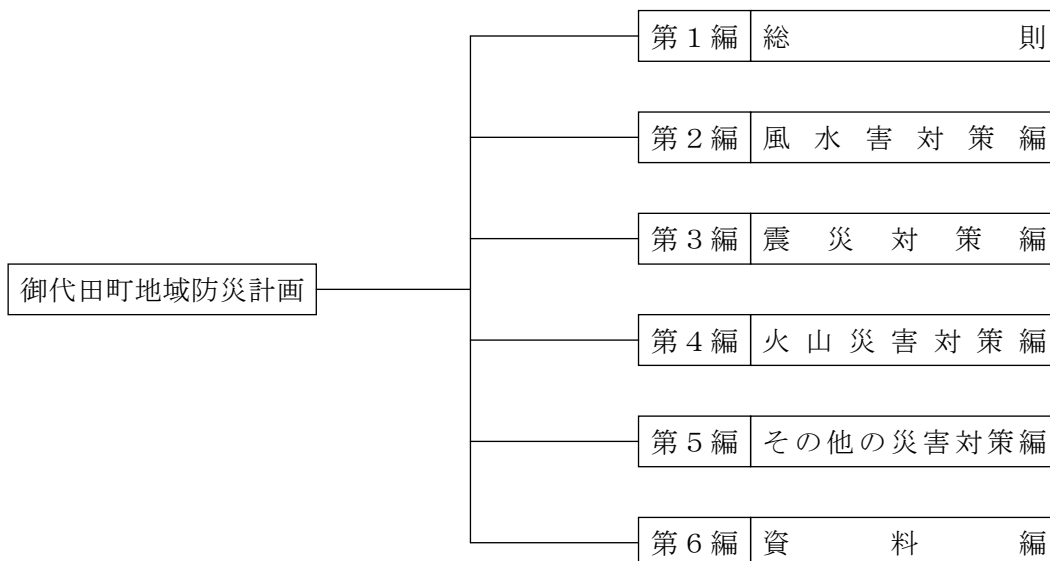
この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、町の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、町長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。

#### (2) 修正

御代田町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、町の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

### 2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示した。また、第5編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、林野火災対策について特記すべき事項を示し、第6編では、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 町

御代田町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 佐久広域連合消防本部

佐久広域連合消防本部は、災害から組織市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

#### 3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

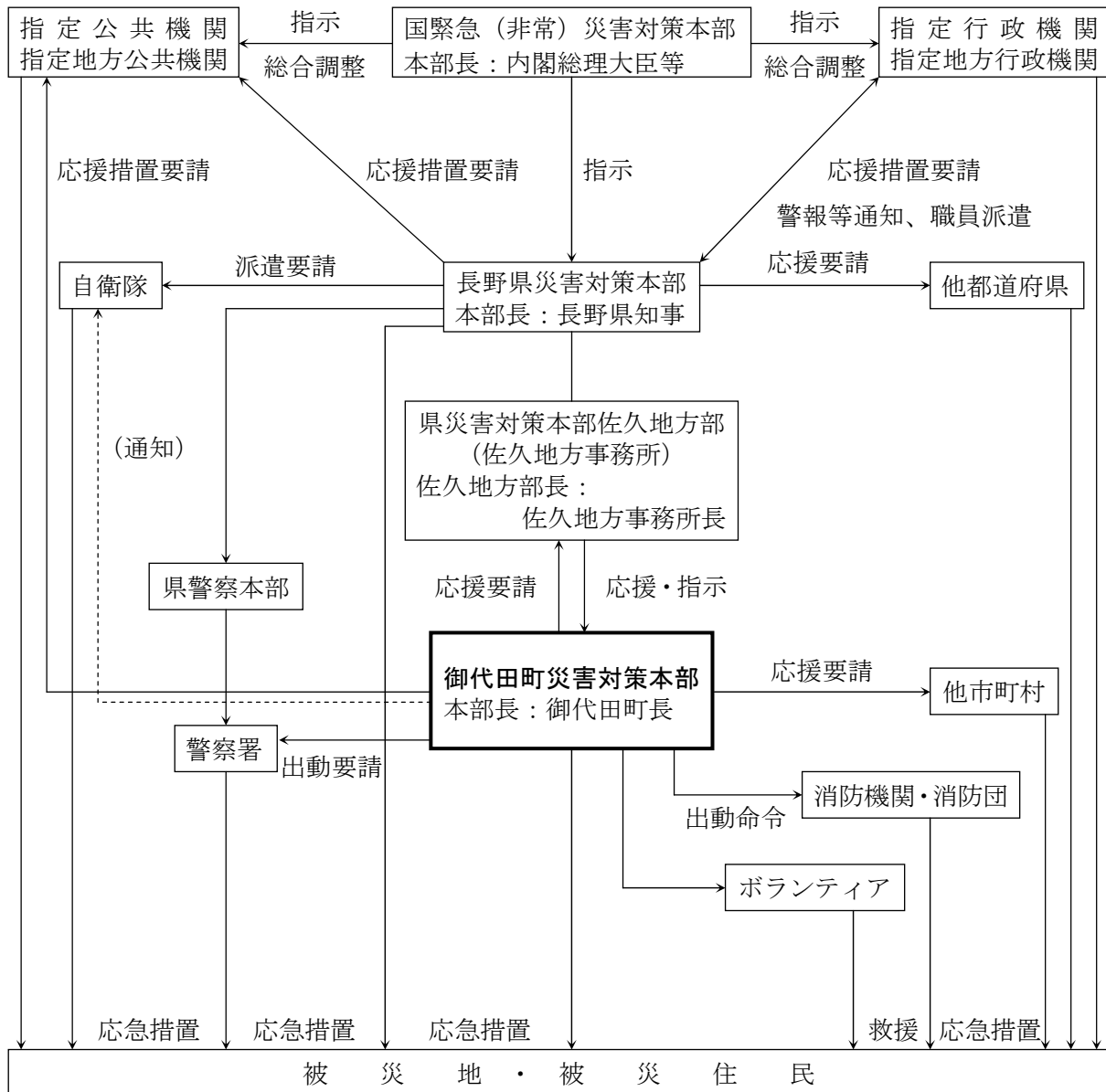
#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 7 住民

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

町の防災のしくみ



第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
御代田町	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の結成促進に関すること。

## 2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久広域連合消防本部 (御代田消防署)	(1) 消防力の整備に関する事。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関する事。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関する事。 (5) 自主防災組織の育成指導に関する事。 (6) 御代田町災害対策本部の業務に関する事。

## 3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (佐久地方事務所・佐久建設事務所・佐久保健所)	(1) 長野県防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 水防その他の応急措置に関する事。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
長野県警察本部 (佐久警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 (2) 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 (3) 交通規制及び警戒区域の設定に関する事。 (4) 緊急通行車両の確認事項の事務に関する事。 (5) 行方不明者の調査又は死体の検視に関する事。 (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関する事。 (7) 危険物の取締りに関する事。

## 4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (長野農政事務所地域第三課)	災害時における主要食料の供給に関する事。
中部森林管理局 (東信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事。

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

長野地方気象台 (軽井沢測候所) (浅間山火山防 災連絡事務所)	(1) 地震、火災情報の発表及び伝達に関する事 こと。 (2) 注意報、警報等の発表及び伝達に関する事 こと。 (3) 風水、火山等防災気象知識の普及に関する事 こと。
長野労働局 (小諸労働基準 監督署)	(1) 情報の収集及び調査に関する事 こと。 (2) 事業場における二次災害の発生の防止に関する事 こと。 (3) 被災者の救護対策に関する事 こと。 (4) 職員の派遣に関する事 こと。
国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事 こと。 (2) 災害に関する情報の収集及び広報に関する事 こと。 (3) 災害時における交通確保に関する事 こと。 (4) 災害危険地域の選定及び指導に関する事 こと。 (5) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事 こと。 (6) 災害時における応急工事に関する事 こと。 (7) 災害復旧工事に関する事 こと。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 松本駐屯地第13 普通科連隊	(1) 被害状況の把握に関する事 こと。 (2) 避難の援助に関する事 こと。 (3) 遭難者等捜索救助に関する事 こと。 (4) 水防活動に関する事 こと。 (5) 消防活動に関する事 こと。 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関する事 こと。 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関する事 こと。 (8) 通信支援に関する事 こと。 (9) 人員及び物資の緊急輸送に関する事 こと。 (10) 炊飯及び給水支援に関する事 こと。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与に関する事 こと。 (12) 交通規制の支援に関する事 こと。 (13) 危険物の保安及び除去に関する事 こと。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
郵便事業(株) 信越支社	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事 こと。
郵便局(株) 信越支社 御代田郵便局	災害時における窓口業務の確保に関する事 こと。

東日本旅客鉄道 (株)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における輸送に関すること。
日本貨物鉄道 (株) (関東支社長野 支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話 (株)長野支店	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
中部電力(株) (佐久営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
しなの鉄道(株) (御代田駅)	(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(社)長野県トラ ック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関するこ と。
信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送 (株) 長野エフエム放 送(株)	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
長野都市ガス(株) 東信支店供給セ ンター	都市ガスの安全に関すること。
(社)長野県エル ピーガス協会 (佐久支部)	液化石油ガスの安全に関すること。
小諸北佐久医師 会	被災者の保護、救護、収容等の協力に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久森林組合	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。                     (2) 被災組合員に対する融資、斡旋に関する事。                     (3) 木材の供給と物資の斡旋に関する事。
御代田町商工会	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。                     (2) 被災会員の融資、斡旋の協力に関する事。                     (3) 災害時における物価安定の協力に関する事。                     (4) 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関する事。
J A 佐久浅間 (御代田支所・小沼支所・伍賀支所)	(1) 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。                     (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。                     (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関する事。                     (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。                     (5) 農産物の需給調整に関する事。                     (6) 被災事業者等に対する資金融資に関する事。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
地域自治組織 区長会 御代田町社会福祉協議会 御代田町民生児童委員協議会 青年・婦人団体 P T A 保育園保護者会 御代田町日赤奉仕団	(1) 町、県が行う災害応急対策の協力に関する事。                     (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関する事。                     (2) 防護施設の整備に関する事。

## 第4節 御代田町の地勢と災害要因、災害記録

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、本町のもつ自然的、社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は、次のとおりである。

### 1 自然的条件

#### (1) 町域

本町は、長野県北東部に位置し、東は軽井沢町、西は小諸市、南は佐久市に隣接し、北に標高2,568mの浅間山がそびえ、南には丘陵状を呈する森泉・平尾山系が連なる緑豊かなまちである。地勢は南西に緩やかに傾斜し、標高700m～1,000mに生活圏が広がっている。町域は、東西約9.5km、南北約13.8km、周囲58.5km、面積約58.78km<sup>2</sup>を有している。

役 場 位 置		
東 経	北 緯	標 高
138° 30' 42"	36° 19' 05"	838.15m

#### (2) 地勢

本町は、那須火山帯と富士火山帯の会合部に位置する浅間山の南麓から、佐久山地北部の森泉山と平尾富士にかけて広がっているが、ほとんど浅間山の火山活動によってできた地形に支配されている。町域は、浅間山の山頂部がもっとも標高の高い地点（高度2,520m以上）となっている。一方、町内でもっとも標高の低い地点は、小田井の南で750mに満たない。その比高は実に1,800mにも及んでいる。

また、町の総面積の約6割が森林面積である。町域の山地は、北方の浅間山と、南東部を占める湯川左岸の妙義・荒船山地に分けられる。浅間山は、標高約2,500m余の山頂から山麓の約900m付近までが山地とみられ、上部を除き森林植生に覆われている。しかし、標高1,800m付近から上部は、活火山特有の砂礫に富む岩石地で、一部を除き植生は貧弱で土壌もほとんど存在しない。

一方、妙義・荒船山地は、本町では岩ノ上（1,259m）を最高点とし、平尾富士の北斜面、森泉山などを含む標高1,100m前後の稜線から、山麓を流れる湯川沿岸の標高約800mの間に広がる中起伏山地である。

浅間山南面の山麓と平尾富士・森泉山北面の山麓とその間を流れる湯川に沿った沖積地帯のほとんどは、浅間山が噴出した火砕流や軽石・スコリア・火山灰などの非固結の堆積物に覆われ、その上に土壌が分布している。低地の土壌は山地の土壌と異なり、比較的起伏に乏しい平坦面を占めており、農耕地として多くが利用されている。

本町には、1級河川として湯川、濁川及び繰矢川の3河川が、準用河川として久能沢川、滝沢川及び重の久保川の3河川があり、雨水排水路としての機能を有している。これらの河

川は、地形が沢状であることから、都市施設への浸水被害をほとんど起こしていない。しかし、いずれの河川も急勾配で狭小であることから、豪雨時の氾濫の危険性は否めない状況である。

1級河川は県管理、準用河川・普通河川は町管理であるが、いずれの河川とも増水時の状況把握を十分に行うとともに、河川ごとの流域を設定し、危険防止に努めていかなければならない状況にある。

(単位：m)

	河川名	延長		河川名	延長
1級河川	湯川	4,500	準用河川	久能沢川	2,900
	濁川	7,000		滝沢川	4,000
	繰矢川	1,500		重の久保川	1,900

(3) 土地利用

本町における平成19年度の土地利用は、次表のとおりである。

(km<sup>2</sup>)

田	畑	宅地	山林	原野	その他	総面積
3.46	7.62	4.80	32.00	3.02	7.88	58.78
5.9%	13.0%	8.2%	54.4%	5.1%	13.4%	100%

資料：税務課（概要調書）

(4) 気象

気候は内陸の高原地帯にあるため年間を通じて冷涼であるが寒暖の差は大きい。

気温は夏季33℃内外、冬季-13℃内外で、年平均10℃内外である。乾燥した空気のため、暑さを体感しない。降水量は年間1,200mm内外で、県内では少雨地帯に属する。冬季は11月中下旬から4月初旬にかけて降雪はあるものの積雪量は多くなく、乾燥したシベリア季節風のため寒気は厳しい。

年別	温度(℃)			年間降雨量 (mm)	年間降雪量 (mm)
	最高	最低	平均		
平成14年	33.4	-12.5	10.3	931.4	1,126.0
15	33.3	-12.5	10.1	934.0	1,387.0
16	32.8	-10.1	11.3	1,132.5	597.0
17	33.4	-11.7	11.1	582.0	1,269.0
18	35.2	-11.7	11.3	1,077.5	155.0

資料：御代田消防署

(5) 自然的条件にみる災害の要因

自然的な条件からくる災害要因の制御が十分できないと、異常気象が発生し、それがある程度まで進行すると災害に転化する。

本町の場合、雨による災害が年間を通し多いが、冷害、凍霜害等がもたらす農業災害もまた大きい。本町のおかれた自然的環境は概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在しているが、それらのうち特に災害と関連して考えられる要因には次のものがある。

ア 広域な高冷地帯

全域が標高が高く内陸であるため、高冷地における農産物等の生育可能期間が短く、凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

イ 地形による災害の局地性

梅雨期末期や台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は大災害を局地的に発生させる。

また、夏は地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気層が局部的に不安定となり、地域的に激しいひょうや大雨等を発生する要因となっている。

ウ 活火山の活動

本町には今なお活動を続けている浅間山があり、火山性異常気象が間欠的に発生している。そのため今後も災害を伴う噴火等が考えられる。浅間山は、現在も噴煙を上げてはいるものの、活動は静かである。しかし、大規模な噴火が起きた場合には、本町にも火砕流と熱風、火山泥流等による大きな被害が予想される。

エ 地震の可能性

浅間山付近では、大正元年7月16日にマグニチュード5.7の地震が、上田付近でも同年8月17日にマグニチュード5.1の地震が発生した。さらに群馬県嬭恋村でも大正5年2月22日にマグニチュード6.2、北御牧村（現東御市）でも昭和61年8月24日にマグニチュード4.9の地震が発生している。

また、昭和59年に発生した木曾郡王滝村を中心とした長野県西部地震の被害は14市町村に及び、各所で土砂崩落が発生し、29人が死亡するなど甚大な災禍をもたらした。地震発生メカニズムはいまだ解明されておらず、阪神・淡路大震災が示したように不測の事態も懸念される。

本町の北部には活断層であることが確実とされるトーマ断層がある。また、活断層が地表から見えない場合や活断層地形がまったく確認できないところに、いきなり地震が発生した例もあり、全地域の地震活動を油断なく見張っている必要がある。

オ 急勾配の河川

本町の地形上、勾配が急で狭小のため、増水時には災害につながる要因となっている。

カ 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。

特に、梅雨末期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。

キ 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。

平成19年の台風第9号では、風倒木による停電や道路封鎖など大きな被害が発生した。長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の5つのコースに分けられる。

(ア) 中央部縦断コース

県内を南北に縦断する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が発生する。特に千曲川水系では嚴重な警戒が必要となる。

(イ) 西側北上コース

長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曾川、天竜川水系では嚴重な警戒が必要となる。

(ウ) 東側北上コース

県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。特に台風に近い佐久地方の山沿いでは雨、風が強まる。また、東部や北部では大雨に対する嚴重な警戒が必要となる。

(エ) 南側東進コース

太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風となる。伊那谷や木曾谷、佐久地方などを中心に一様な大雨となる。

(オ) 対馬海峡から日本海中部を北東進コース

全般に雨量は少ないが、北部の山沿いで強風となり、北アルプス一帯では強い風、雨となるので注意が必要となる。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は一貫して増加傾向にある。

一方、一世帯当たりの人数は年々漸減傾向にあり、核家族化・少子化等の進行がみられる。この傾向は今後も進行すると推測される。

また、高齢化については本町も例外ではなく、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は年々高くなっており、防災計画の中でも考慮しなければならない。

人口及び世帯数の推移

年	人口	増加		世帯数	一世帯 当たり 人数	高齢人口	
		数	率			人数	割合
平成2年	人 11,895	人 635	% 5.64	3,680	人 3.23	人 1,677	% 14.1
7年	12,573	678	5.70	4,309	2.92	2,012	16.0
12年	13,412	839	6.67	4,759	2.8	2,400	17.9
17年	14,124	712	5.30	5,076	2.8	2,826	20.0
18年	14,200	76	0.05	5,435	2.6	2,860	20.1

(平成2～17年国勢調査より、平成18年住民基本台帳より)

(2) 産 業

ア 農業

本町の農家数は1990年（平成2年）の992戸から平成12年には792戸と200戸減少し、農業離れが顕著になっている。

農業従事者の高齢化、新規就農者の不足、兼業化の進行、国内産地間の競争激化、輸入農産物の増大による野菜価格の低迷等が、農業従事者減少の要因となっており、農業就業者が減少するとともに、遊休荒廃農地も増加している現状である。

作目はレタス、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー等の高原野菜を中心に、水稻が盛んであり、花きが年々増加傾向にあるが、反面、畜産は減少傾向にある。

イ 林業

平成16年現在、本町の森林面積は国有林が2,012ha、民有林が1,490ha（うち私有林が1,425ha）、合計3,502haである。民有林の人工林面積は893haで、人工林率は約60%と5割を超えている。森林所有者の大部分は、所有規模5ha以下の小規模経営であり、また専業林家は少ないため、森林整備の共同化、委託等の推進が必要である。

近年は、木材価格の低迷、林業労働力の減少などにより、間伐など林地の手入れも不十分なところが増えているが、地球環境の保全や水源かん養機能、山地災害防止機能等といった面で、森林の維持とこのための育林事業が再評価がされ始めているところである。

ウ 商工業

本町の商業地は、栄町の駅中心地と平和台地区、小田井地区、国道18号線沿いに集積が見られ、また、新規に開通した御代田佐久線沿いにも外部資本による大型店の出店により新たな商業集積地が形成されている。

小売業は平成14年現在、商店が110店舗、従業者数は583人となっているが、現在の消費者の動向は、品揃えが豊富で大きな駐車場を兼ね備え集客力のある、大型専門店に市場を求める傾向にあり、旧来の小規模小売店舗の前途は非常に厳しい状況にある。

工業については、昭和30年代後半から企業誘致を積極的に行い、工業団地の形成、企業育成等に努めた結果、従業員数・工業出荷額とも順調な伸びを示してきた。平成15年における工業の状況は、事業所数が38社、従業者数は2,831人であり、規模別では従業者数30人以上の事業所は8社あり、それ以外の30事業所は従業者数30人未満の小規模事業所である。

エ 観光

本町の観光客の入り込み状況は、平成6年頃までは年に12～13万人の観光客の入り込みが続いていたが、平成7年にメルシャン軽井沢美術館がオープンしたことにより、平成8年には27万人を超える観光客が訪れた。しかし、その後は減少傾向に転じ、平成13年には26万人に増加したものの、その他の年は18～23万人前後で推移している。町を訪れる土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立が求められる。

(3) 交 通

ア 道路

本町を東西に横断する国道18号は、県内各地と関東・首都圏を結ぶ大動脈であり、通過交通量は年々増加傾向をたどっているが、地形的な要因から急勾配やカーブなどが多い路線である。また、本町の南側に隣接して東西方向に上信越自動車道が通っている。

県道については、主要地方道が2路線、一般県道が5路線あり、近隣市町村及び集落を結ぶ地域生活及び産業活動の幹線道路として重要な役割を担っているが、幅員が狭く、歩道も未整備区間が多い状況にある。

また、本町の北側には、国道18号と並行して浅間サンラインが通り、東西方向の地域間連絡幹線道路として利用されている。

橋りょうの状況は、県道で久保沢橋・広戸橋、町道で露切橋・面替橋・湯川橋・ふるさと大橋の6橋が橋長30m以上あるが、その他の橋りょうは、比較的規模の小さいものが多い。

#### イ 鉄道、バス

公共交通機関は、信越線篠ノ井―軽井沢間で運行されるしなの鉄道と、北国街道線、小沼線、軽井沢線の3路線が周辺市町村を結ぶ廃止路線の代替バスとして運行されている。しなの鉄道は、通勤、通学などの交通機関として重要な役割を担っているが、利用者数は横ばい状態となっている。また、路線バスについても、地域住民の足として欠かせないものであるが、乗車密度は低く、利用者数も減少している状況にある。

#### (4) 社会的条件にみる災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主体的なものであるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害の発生の原因を醸成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。社会的経済的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因として、主として次のことが提起される。

##### ア 危険地帯への常住

居住の分布が、河川沿いの低地、地すべり危険区域等に及んでいるためそれらの地帯は被災しやすい状態におかれている。

##### イ 悪条件下の農耕

農業技術の進歩がすすんでいるとはいえ、農作物等はおお冷害、凍霜害、降ひょう害等の危険にさらされている。

##### ウ 森林地帯の荒廃

森林においては、人工林の密植のため、山が豪雨を貯える効果を減少させ、また土砂くずれ等の誘因になるため、洪水量を増大させ水害の要因となる。

### 3 災害の記録

御代田町において過去発生した災害は、資料14-1に掲載のとおりである。

## 第5節 被害想定

### 1 基本的な考え方

長野県では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、平成12・13年度において地震対策基礎調査を実施し、平成14年3月、「長野県地震対策基礎調査報告書」を公表した。

この調査による被害想定結果は、本町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本町に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

### 2 想定地震及び地震動等の予測

#### (1) 想定地震

長野県内の主要な活断層をもとに、現時点の科学的知見で、発生の可能性のある大規模地震として五つの内陸型地震と東海地震が想定されている。

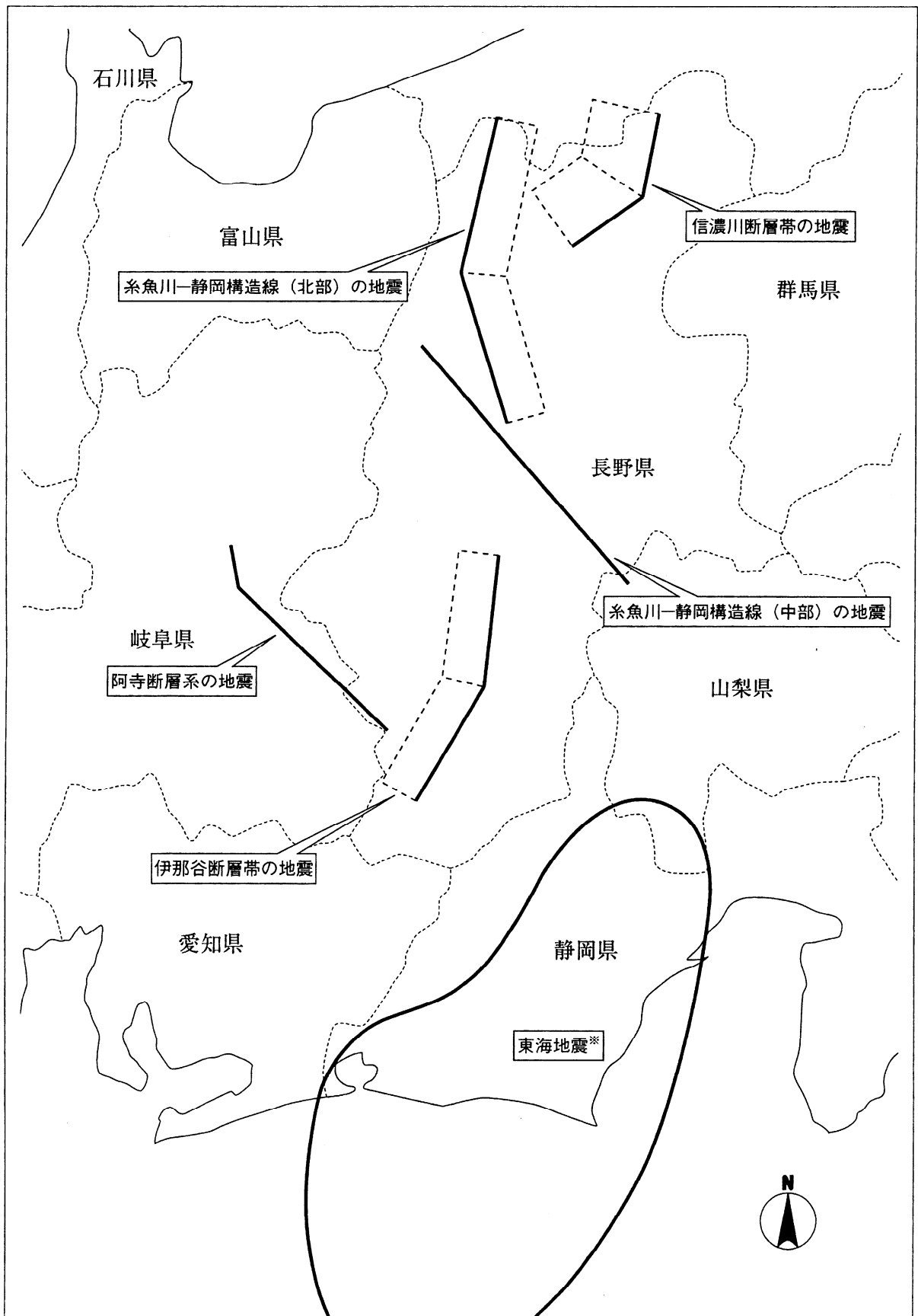
この六つの想定地震の中で、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線（中部）の地震」である。このため、以下では、「糸魚川－静岡構造線（中部）の地震」についての想定結果を中心に記述する。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	位置等
糸魚川－静岡構造線（北部）		8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線（中部）		8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
信濃川断層帯		7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市
伊那谷断層帯		7.9	68	20	60° W	南箕輪村～阿智村
東海地震		8.0	115	70	34° W	（平成13年想定）
阿寺断層系		7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県

想定震源位置図



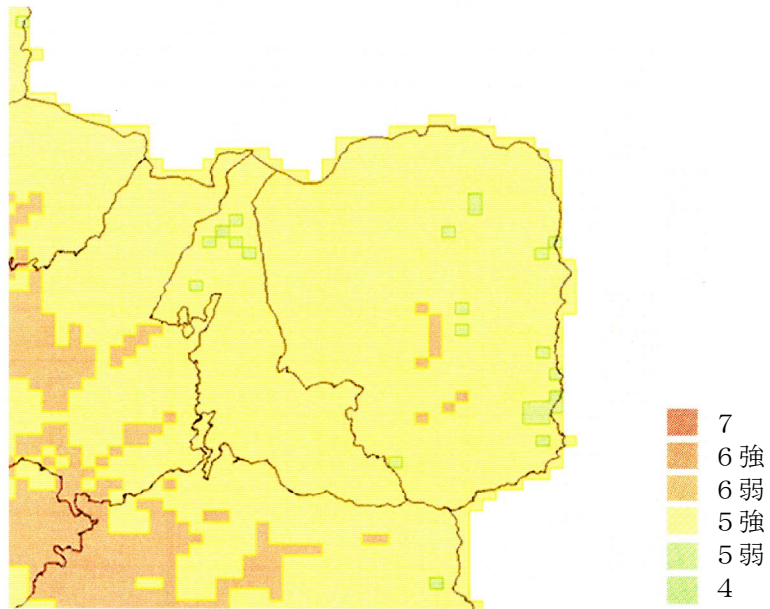
(※平成13年想定)

(2) 地震動等の予測

ア 震度

町域のほとんどが震度5強となり、北部にわずか5弱が予測されている。

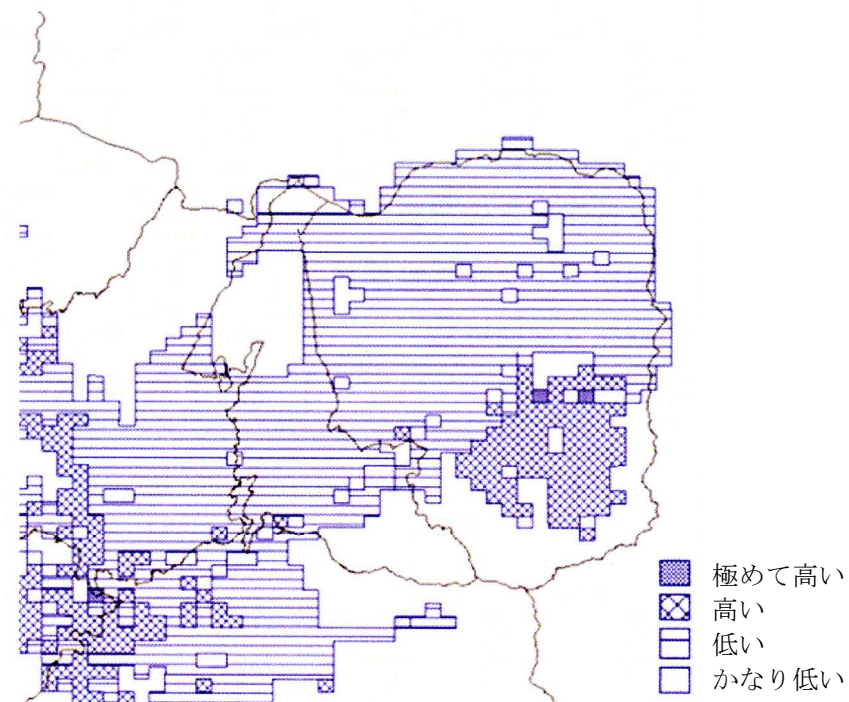
震度分布（糸魚川－静岡構造線（中部）の地震）



イ 液状化

町の市街地の中心部及び北部などが危険度が高いと予測されている。

液状化危険度分布（糸魚川－静岡構造線（中部）の地震）



### 3 被害想定

被害想定結果については、「長野県地震対策基礎調査報告書」において想定する6つの地震すべてについて、次表のとおり、被害状況を示す。

なお、ここで集計したものは、火災については、冬の昼（12月～5月の14時～15時）、人的被害については、冬の夜（12月～5月の18時～19時）のケースであり、それぞれ被害が最大になる季節と時間帯である。

想定地震	建物被害（棟）		出火・延焼被害	
	木造全壊・ 非木造大破	木造半壊・ 非木造中破	出火件数 （件）	焼失棟数 （棟）
糸魚川—静岡構造線（北部）	0	1	0	0
糸魚川—静岡構造線（中部）	0	36	0	0
信濃川断層帯	0	0	0	0
伊那谷断層帯	0	0	0	0
東海地震（昭和54年想定）	0	0	0	0
阿寺断層系	0	0	0	0

	人 的 被 害			ラ イ フ ラ イ ン		
	死 者 （人）	重 傷 者 （人）	避 難 者 （人）	断水世帯数 （世帯）	停電世帯数 （世帯）	電話支障 （回線）
糸静北	0	0	3	0	828	0
糸静中	0	2	60	382	823	0
信濃川	0	0	0	0	101	0
伊那谷	0	0	0	0	136	0
東 海	0	0	0	0	0	0
阿 寺	0	0	0	0	0	0